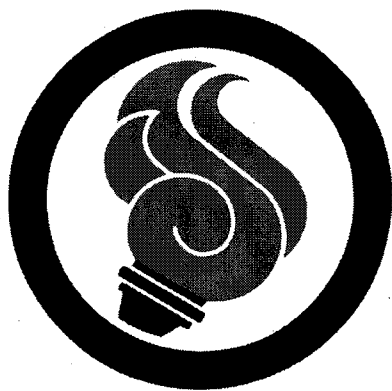


第79回国民体育大会
第24回全国障害者スポーツ大会
滋賀県開催準備委員会

第6回常任委員会



平成 30 年 5 月 21 日 (月)

琵琶湖ホテル 2 階「ローズ」

第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 第6回常任委員会 次第

日 時：平成30年5月21日(月) 13:30～14:30
場 所：琵琶湖ホテル2階「ローズ」

1 開 会

2 あいさつ

委員長（滋賀県知事） 三日月 大造

3 報告事項

- (1) 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本構想「構成案」
- (2) 第79回国民体育大会競技施設基準改正

4 審議事項

- (1) 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会 開催準備総合計画改正（案）
- (2) 第79回国民体育大会 県および会場地市町の業務分担・経費負担細目（案）
- (3) 第24回全国障害者スポーツ大会 県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針（案）
- (4) 第79回国民体育大会 会場地市町第四次内定（案）
- (5) 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会 県民運動基本方針（案）
- (6) 第79回国民体育大会 競技運営基本方針（案）
- (7) 第79回国民体育大会 競技用具整備基本方針（案）
- (8) 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本方針（案）
- (9) 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会 医事・衛生基本方針（案）
- (10) 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会 輸送・交通基本方針（案）
- (11) 関連方針等の改正（案）

5 閉 会

第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 第6回常任委員会資料 目次

【報告事項】

	ページ
第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会 基本構想「構成案」	1
第79回国民体育大会競技施設基準改正	5

【審議事項】

<第1号議案>	
○ 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会 開催準備総合計画改正（案）	28
<第2号議案>	
○ 第79回国民体育大会 県および会場地市町の業務分担・経費負担細目（案）	29
<第3号議案>	
○ 第24回全国障害者スポーツ大会 県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針（案）	38
<第4号議案>	
○ 第79回国民体育大会会場地市町第四次内定（案）	41
<第5号議案>	
○ 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会 県民運動基本方針（案）	46
<第6号議案>	
○ 第79回国民体育大会 競技運営基本方針（案）	47

<第7号議案>

- 第79回国民体育大会 競技用具整備基本方針（案） 49

<第8号議案>

- 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会
宿泊基本方針（案） 50

<第9号議案>

- 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会
医事・衛生基本方針（案） 51

<第10号議案>

- 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会
輸送・交通基本方針（案） 52

<第11号議案>

- 関連方針等の改正（案） 54

【参考資料】

- 第79回国民体育大会
県および会場市町の業務分担・経費負担基本方針 57
- 第79回国民体育大会 会場地市町選定基本方針 58
- 第79回国民体育大会 会場地市町選定基準 59
- 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催
準備委員会 常任委員会名簿（会長・副会長・常任委員） 61

報 告 事 項

第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会 開催基本構想 構成案の決定について

総務企画専門委員会に委任された本事項について、審議の結果、以下のとおり決定されたので、第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会会則第13条第2項により報告する。

1. 開催基本構想 策定趣旨

滋賀県で2024年に開催する、第79回国民体育大会および第24回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」と総称する。）の開催に向け、県内のスポーツ、産業・経済、健康福祉、文化、教育、行政など様々な分野の団体で構成する、第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会（以下「開催準備委員会」という。）において、大会開催の基本コンセプトとなる「開催基本方針」を2013年10月に策定（2015年8月改正）し、様々な準備活動に着手しているところです。

開催5年前となる2019年には、文部科学省および公益財団法人日本スポーツ協会に開催申請書を提出し、開催内定を得たうえで、宿泊・衛生や輸送・交通、式典・会場等の具体的な準備活動が本格化することとなります。

開催内定に向け、開催準備委員会において、「開催基本方針」に掲げる7つの実施目標の具体化を図るための方策や、大会準備・運営および大会終了後のレガシー創出の指針をとりまとめた「開催基本構想」を策定し、開催に向けた機運醸成を図るとともに、滋賀が目指す大会の姿を県内外に発信します。

2. 開催基本構想 構成案の概要 ※詳細は別紙のとおり

【序章】

- 策定趣旨
- 大会の歴史・意義
- 開催基本方針と実施目標

【本章】

- 実施目標と取組項目

【終章】

- 大会終了後のレガシー創出に向けて

3. 開催基本構想 策定スケジュール（予定）

【平成 30 年（2018 年）】

- 4 月 開催準備委員会総務企画専門委員会での「構成案」の審議
- 5 月 開催準備委員会常任委員会・総会での「構成案」の報告
総会構成メンバーに対する意見照会
- 11 月 開催準備委員会総務企画専門委員会での開催基本構想（素案）審議

【平成 31 年（2019 年）】

- ～1 月頃 パブリックコメントの実施
- 3 月末頃 開催準備委員会総務企画専門委員会での開催基本構想（案）審議
- 5 月頃 開催基本構想の策定（開催準備委員会常任委員会）
- 6 月頃 開催申請書の提出
- 8 月頃 （公財）日本スポーツ協会による開催内定

第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会 開催基本構想 構成案

別紙

※本章部分

開催基本方針 実施目標	取組項目	(具体的な取組の例)
1 滋賀をスポーツで元気にする大会 県民の皆さんが日常的にスポーツを「する」「みる」「支える」ことのできる環境づくりに取り組むとともに、生涯にわたり心身ともに健康で活力ある生活を送ることができるよう、健康づくりへの関心を高め、行動につなげるきっかけとします。	1-① すべての県民のスポーツ活動の推進	・生涯にわたるすべての県民のスポーツ活動の充実 ・障害のある人の参加機会の拡大 ・スポーツの持つ多様な価値の共有 ・シンボルスポートの創出・定着
	1-② 健康づくり活動の推進	・あらゆる県民への運動習慣の定着 ・健康寿命の延伸に向けた活動の推進
	1-③ スポーツ・健康づくり環境の整備	・将来にわたりだれもが使いやすい施設の整備 ・持続的運営が可能な、防災等多目的に使える施設の整備 ・環境や景観に配慮した、県民に愛される施設の整備
2 滋賀の若者や女性が主体的に関わる大会 若者や女性の、大会に向けた準備や大会運営への主体的な参画を図るとともに、心身ともにたくましく思いやりの心を持った子どもの育ちや、女性がより一層スポーツに親しむことのできる環境づくりにつなげます。	2-① 子ども・若者の大会準備・運営への参画	・子ども・若者世代の参画機会の積極的確保 ・「ジュニア・ユースチーム」の活動展開
	2-② 女性の大会準備・運営への参画	・スポーツの分野における女性の参加機会の拡大 ・「女性アスリート・指導者支援事業」の展開
3 県民総参加でつくり、「滋賀の力」を伸ばす大会 県、市町をはじめ、関係機関・団体、大学や企業との緊密な連携のもと、多様な人、多様な主体との協働を通じた創意工夫による大会準備・運営を行うとともに、滋賀の持つ「人の力」「地と知の力」を伸ばします。	3-① 多様な主体との連携・協働	・学校、企業、各種団体・NPOとの連携・協働による大会準備・運営 ・大会に対する寄附募集の促進と、寄附文化の定着
	3-② ボランティア活動等の推進・定着	・スポーツボランティアの裾野の拡大と人材育成 ・各種スポーツイベントの経験の蓄積を生かした大会運営 ・ボランティア文化の定着
	3-③ みんなのこころに残る大会運営	・選手、監督、観客、県民 みんなの心に残る大会運営の企画・実行 ・「オリンピック・パラリンピックイヤー」にふさわしい大会運営
4 滋賀の魅力を再発見し、地域の活性化やビジネスにつなげる大会 環境へのこだわりや歴史・文化・自然など多様な滋賀の魅力を県民自らが見つめなおし、全国に発信するとともに、大会準備や運営、「おもてなし」の経験をもとに、将来につながるビジネスへの展開など、地域経済の活性化を図ります。	4-① 滋賀の魅力発信と地域活性化の促進	・「おもてなし」の経験の地域への定着 ・「滋賀・琵琶湖」の魅力の県内外への積極的発信 ・「おいしがうれしが」をはじめとする地域のブランドのさらなる振興 ・準備や運営過程での地産地消の促進
	4-② 滋賀らしさあふれる「文化プログラム」の展開	・滋賀の豊かな自然・歴史・文化の発信 ・アールブリュットの積極的発信
	4-③ スポーツビジネスの展開等を通じた経済振興	・スポーツ・健康づくりイベントの各地域への定着 ・スポーツツーリズム等の振興を通じた交流の定着 ・スポーツの成長産業化の促進

開催基本方針 実施目標	取組項目 (具体的な取組の例)
5 滋賀の子が、滋賀で育ち、滋賀で活躍する大会 大会を契機として、滋賀の地で選手が育ち、その選手が指導者となって次の世代を育てるなど、滋賀のスポーツの発展を支える好循環の形成に努めるとともに、次代を担う子どもが夢を育み、実現することのできる環境づくりを目指します。	5-① 大会を契機とする競技力の向上 ・競技水準の向上、競技者の拡大 ・開催県としてふさわしい成績の獲得 ・次世代アスリート育成支援事業（滋賀レイキッズ）の展開 5-② 滋賀のスポーツを支える人材の育成・定着 ・指導者や競技役員の育成 ・スポーツ人材の定着
6 滋賀の未来に負担を残さない大会 既存施設の有効活用や、大会運営の簡素化・効率化を徹底するとともに、施設整備が必要な場合は、環境に最大限配慮し、大会終了後の持続的な活用が可能で、かつ防災等多目的に使用できる、誰もが使いやすい施設としての整備を目指します。	6-① 大会運営の簡素・効率化 ・簡素・効率化の徹底による財政支出の抑制 ・競技用具の共同購入等、他府県との連携の促進 6-② 大会運営における環境負荷の低減 ・大会準備や運営過程における廃棄物の発生抑制、リサイクル製品の利用などのグリーン購入の推進 ・大会準備や運営過程における県産材活用、地産地消の促進
7 すべての人がともに支え合う滋賀を目指す大会 障害のある人が主体的に大会に参画することや、障害の程度に関わらず日常的にスポーツに親しむ環境を整えることで自己実現の機会を拡げるとともに、障害のある人もない人もみんながスポーツを楽しむことを通じて、人と人との絆を育み、障害への理解を深め、ともに支え合う社会を築きます。	7-① 国体と全国障害者スポーツ大会の「一体感ある」開催 ・競技役員・ボランティア等養成や、各種準備行為の一元化 ・両大会の情報の一元化、一体感ある発信 ・可能な競技・イベントの並行開催・一体開催の検討 ・障害のある人の大会運営への積極的関与 7-② ユニバーサルデザインに配慮した大会運営 ・大会運営におけるバリアフリーの確保 ・ユニバーサルデザインの考え方の定着 ・大会期間を通じた障害のある人との交流機会の積極的確保 ・障害者理解の促進と「こころのバリアフリー」の実現

第79回国民体育大会 競技施設基準の改正について

総務企画専門委員会に委任された本事項について、審議の結果、以下のとおり決定されたので、第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会会則第13条第2項により報告する。

<改正の要旨>

- (1) 平成26年2月の競技施設基準の決定時点においては、第79回国民体育大会の実施競技が公益財団法人日本体育協会（現・日本スポーツ協会）において決定されていなかったことから、第77回（2022年）国民体育大会までの実施競技に基づき「暫定版」として競技施設基準を決定していたところ。

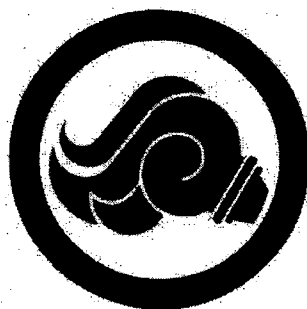
平成29年度に日本体育協会において第79回国民体育大会の実施競技が決定されたことから、第79回大会において実施しない「クレー射撃」を削除するもの。

- (2) 日本体育協会の定める「国民体育大会施設基準」および各競技団体が定める競技規則等の改正を反映するもの。

(改正前)

平成26年(2014年)2月14日
第1回総務企画専門委員会決定

第79回国民体育大会
競技施設基準
(暫定版)



第79回国民体育大会
滋賀県開催準備委員会

(改正後)

平成26年(2014年)2月14日
第1回総務企画専門委員会決定

第79回国民体育大会
競技施設基準



第79回国民体育大会
滋賀県開催準備委員会

(改正前)

第79回国民体育大会競技施設基準について

第79回国民体育大会の開催準備を計画的かつ円滑に推進するために定めたものである。

- 1 この競技施設基準は、国民体育大会開催基準要項細則第2項に規定する施設基準および各競技の競技規則等ならびに先催県の例等に基づき、競技場の規模を中心に定めたものである。
- 2 大会運営上および管理上必要な施設・面積等については、省略してあるものがあり、さらに関連する施設・面積等の確保が必要になる場合がある。
- 3 この競技施設基準に定めるもののほか、細部については、それぞれ各競技の競技規則等によるものとする。
- 4 この競技施設基準は、県および開催市町等において、各中央競技団体等と調整を行い、弾力的な運用ができるものとする。
- 5 この競技施設基準の内容については、国民体育大会開催基準要項および各競技の競技規則等の改正に伴い、変更する場合がある。

※平成26年(2014年)2月14日より適用する。

〈競技施設基準の見方〉

- 「基準」および「摘要」欄
国民体育大会開催基準要項細則に定められている事項。
- 「基準の主な内容」欄
競技場に関して各競技の競技規則等に定められているもので主な事項。
- 「配慮すべき事項」欄
各競技の競技規則等には定めはないが、運営上、競技会の安全な開催および先催県の例等から検討が必要と考えられる事項。
- 「先催県の事例」欄
先催県における競技施設基準の弾力的な運用事例。

(改正後)

第79回国民体育大会競技施設基準について

第79回国民体育大会の開催準備を計画的かつ円滑に推進するために定めたものである。

- 1 この競技施設基準は、国民体育大会開催基準要項細則第2項に規定する施設基準および各競技の競技規則等ならびに先催県の例等に基づき、競技場の規模を中心に定めたものである。
- 2 大会運営上および管理上必要な施設・面積等については、省略してあるものがあり、さらに関連する施設・面積等の確保が必要になる場合がある。
- 3 この競技施設基準に定めるもののほか、細部については、それぞれ各競技の競技規則等によるものとする。
- 4 この競技施設基準は、県および開催市町等において、各中央競技団体等と調整を行い、弾力的な運用ができるものとする。
- 5 この競技施設基準の内容については、国民体育大会開催基準要項および各競技の競技規則等の改正に伴い、変更する場合がある。

※平成26年(2014年)2月14日より適用する。
※平成30年(2018年)4月16日より適用する。

〈競技施設基準の見方〉

- 「基準」および「摘要」欄
国民体育大会開催基準要項細則に定められている事項。
- 「基準の主な内容」欄
競技場に関して各競技の競技規則等に定められているもので主な事項。
- 「配慮すべき事項」欄
各競技の競技規則等には定めはないが、運営上、競技会の安全な開催および先催県の例等から検討が必要と考えられる事項。
- 「先催県の事例」欄
先催県における競技施設基準の弾力的な運用事例。

(改正前)

目次

	目次	(ページ)
1	陸上競技	1
2	水泳	2
3	サッカー	4
4	テニス	5
5	ボクシング	6
6	ホッケー	7
7	ボクシング	8
8	バレーボール	9
9	体操	10
10	バスケットボール	11
11	レスリング	12
12	セーリング	13
13	ウエイトリフティング	14
14	ハンドボール	15
15	自転車	16
16	ソフトテニス	17
17	卓球	18
18	軟式野球	19
19	相撲	20
20	馬術	21
21	フエッティング	22
22	柔道	23
23	空手道	24
24	バドミントン	25
25	弓道	26
26	ラケット	27
27	剣道	29
28	ラグビーフットボール	30
29	山岳	31
30	カヌー	33
31	アーチェリー	35
32	空手道	36
33	銃道	37
34	クロスカン	38
35	なぎなた	40
36	ボウリング	41
37	ゴルフ	42
38	ライオン	43
39	高等学校野球	44

(改正後)

目次

	目次	(ページ)
1	陸上競技	1
2	水泳	2
3	サッカー	4
4	テニス	5
5	ボクシング	6
6	ホッケー	7
7	ボクシング	8
8	バレーボール	9
9	体操	10
10	バスケットボール	11
11	レスリング	12
12	セーリング	13
13	ウエイトリフティング	14
14	ハンドボール	15
15	自転車	16
16	ソフトテニス	17
17	卓球	18
18	軟式野球	19
19	相撲	20
20	馬術	21
21	フエッティング	22
22	柔道	23
23	空手道	24
24	バドミントン	25
25	弓道	26
26	ラケット	27
27	剣道	29
28	ラグビーフットボール	30
29	スポートクライミング	31
30	カヌー	33
31	アーチェリー	35
32	空手道	36
33	銃道	37
34	なぎなた	38
35	ボウリング	39
36	ゴルフ	40
37	ライオン	41
38	高等学校野球	42

(改正前)

競技名	水 泳 競 技 (その1)	競技番号	2
日本水泳連盟公認のプール			
1 競技用50mプール 1			
2 飛込、シンクロダイズ、ミミシング用プール 1(飛込用として10mの固定台と3mの飛板を備えていること。)			
3 水球用プール 1			

(改正後)

競技名	水 泳 競 技 (その1)	競技番号	2
日本水泳連盟公認のプール			
1 競技用50mプール 1			
2 飛込、アーティスティックスイミング用プール 1(飛込用として10mの固定台と3mの飛板を備えていること。)			
3 水球用プール 1			

基準の主な内容	
競技プールは次のとおりとする	
1 競技用プール【公称50m国内基準競泳プール】	左記1,2,3は、至近距離にある異なった会場であることが望ましい
①長さ	50.02m(タッチ板を両端壁に設置する場合)
②幅	17.90m以上
③水深	1.35m以上
④コース数・コース幅	コース幅はコース25.0mで、10レーン以上が望ましい
⑤プール両端の余裕	0.20m以上で休息などの幅以上
⑥自動審判計時装置	A級またはAA級を常設しなければならない。
⑦練習施設	事件の許す限り50mプールを併設することとし、設置できないときは25mプールでも可とする。ただし、競技者が容易に利用できる練習施設が近隣にある場合は、これにかえることができる。
2 飛込用プール【国内基準飛び込みプール】	
①飛込板	1m及び3m 各2基
②飛込台	5m、7.5m、10m 各1基
③水深	10m飛込台の基礎上の水深4.50m
④プールの方向	屋外プールの場合にあっては、飛込板及び飛込台は北向きに設置されることが望ましい。
⑤成立て装置	競技者の水面着陸を容易にするために、飛込施設の下に水面着陸装置を設置しなければならない。
⑥練習施設	1m飛板…飛込用とは別に2基 飛込練習台…飛込台と異なる側に助走及び着切の練習用として、最低1基
3 シンクロダイズ、ミミシング用プール【国内基準シンクロダイズ、ミミシング競技プール】	
(1)フィギュアゾーン	
①競技区域	10.0m×3.0mの長方形の区域を2か所設けなければならない。
②水深	ゾーンのうち、一方は水深3.0m以上、他方は水深2.5m以上でなければならない。
③設置要領等	※【図1】に示す。
(2)ルーティンゾーン	
①競技区域	最低12.0m×25.0mの長方形区域を1か所設ける。
②水深	(一辺12.0mの正方形区域を)
③設置要領等	2.0m以上。ただし、一辺12.0mの正方形の区域の水深は3.0m以上とする。
(3)その他	※【図2】に示す。
○プールの水は水底まではつきり見えるよう透明でなければならない	
4 水球用プール【国内基準公認水球プール】	
①競技使用水面(男子水球)	長辺(ゴールライン間)30.0m 短辺20.0m
②水深	2.00m以上とする
③ハウンダリーライン	ハウンダリーラインは、ゴールラインの後方(外側)0.30mの位置に設置するものとする。
④ゴールライン	各ゴールラインとプール壁との距離は、1.66m以上とする
⑤設置要領	※【図3】に示す。
※第6章補則 第126条③	〔公財〕日本水泳連盟プール公認規則から抜粋 2010.4.1施行
旧規則のもとで公認または認定を受けたプールについては、当分の間、当該プールの公認または認定を受けたものとみなし、再公認または再認定を与えるものとする。	

基準の主な内容	
競技プールは次のとおりとする	
1 競技用プール【公称50m国内基準競泳プール(国内一般プールAAA)】	左記1,2,3は、至近距離にある異なった会場であることが望ましい
①長さ	50.02m(タッチ板を両端壁に設置する場合)
②幅	25.0m以上
③水深	2.0m以上が望ましい
④コース数・コース幅	コース幅はコース25.0mで、10レーン以上が望ましい
⑤プール両端の余裕	0.20m以上で休息などの幅以上
⑥自動審判計時装置	A級またはAA級を常設しなければならない。
⑦練習施設	事件の許す限り50mプールを併設することとし、設置できないときは25mプールでも可とする。ただし、競技者が容易に利用できる練習施設が近隣にある場合は、これにかえることができる。
2 飛込用プール【国内基準飛び込みプール】	
①飛込板	1m及び3m 各2基
②飛込台	5m、7.5m、10m 各1基
③水深	10m飛込台の基礎上の水深4.50m
④プールの方向	屋外プールの場合にあっては、飛込板及び飛込台は北向きに設置されることが望ましい。
⑤成立て装置	競技者の水面着陸を容易にするために、飛込施設の下に水面着陸装置を設置しなければならない。
⑥練習施設	1m飛板…飛込用とは別に2基 飛込練習台…飛込台と異なる側に助走及び着切の練習用として、最低1基
3 アーティスティックスイミング用プール【国内基準アーティスティックスイミング競技プール】	
(1)フィギュアゾーン	
①競技区域	10.0m×3.0mの長方形の区域を2か所設けなければならない。
②水深	ゾーンのうち、一方は水深3.0m以上、他方は水深2.5m以上でなければならない。
③設置要領等	※【図1】に示す。
(2)ルーティンゾーン	
①競技区域	最低12.0m×25.0mの長方形区域を1か所設ける。
②水深	(一辺12.0mの正方形区域を)
③設置要領等	2.0m以上。ただし、一辺12.0mの正方形の区域の水深は3.0m以上とする。
(3)その他	※【図2】に示す。
○プールの水は水底まではつきり見えるよう透明でなければならない	
4 水球用プール【国内基準公認水球プール】	
①競技使用水面(男子水球)	長辺(ゴールライン間)30.0m 短辺20.0m
②水深	2.00m以上とする
③ハウンダリーライン	ハウンダリーラインは、ゴールラインの後方(外側)0.30mの位置に設置するものとする。
④ゴールライン	各ゴールラインとプール壁との距離は、1.66m以上とする
⑤設置要領	※【図3】に示す。
※第6章補則 第126条③	〔公財〕日本水泳連盟プール公認規則から抜粋 2010.4.1施行
旧規則のもとで公認または認定を受けたプールについては、当分の間、当該プールの公認または認定を受けたものとみなし、再公認または再認定を与えるものとする。	

(改正前)

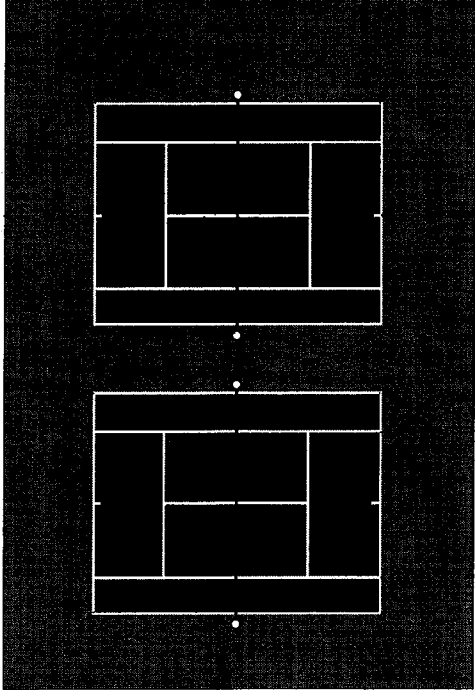
競技名	水泳競技(その2)	競技番号	2
基準の主な内容			
○[図 1] シンクロサイズスイミング (フイギアゾーン)			
○[図 2] シンクロサイズスイミング (ルーティンゾーン)			
○[図 3] 水球用プール			
【(公財)日本水泳連盟プール公設規則から抜粋 2010.4.1施行】			
(配座すべき事項) ○ビデオ判定装置の設置が望ましい。			
(先権県の事例)			

(改正後)

競技名	水泳競技(その2)	競技番号	2
基準の主な内容			
○[図 1] アーティスティックスイミング (フイギアゾーン)			
○[図 2] アーティスティックスイミング (ルーティンゾーン)			
○[図 3] 水球用プール			
【(公財)日本水泳連盟プール公設規則(2014.4.1施行)および「公設プール施設要領(2014.4.1施行)」から抜粋】			
(配座すべき事項) ○ビデオ判定装置の設置が望ましい。			
(先権県の事例)			

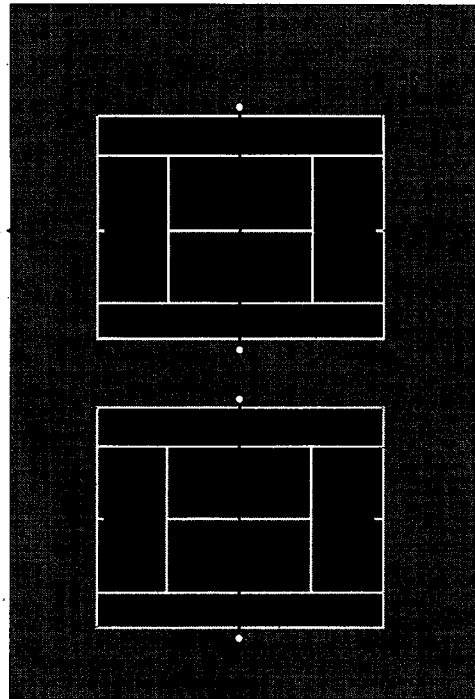
(改正前)

競技名	テニス	競技番号	4
基準	規定のコート 20面	摘要	2会場地に分かれる際は24面とする。

基準の主な内容	
コートは次のとおりとする。  ○配置：メインコートは最低4面とするが、他はブロックあたり2面以上のものに分散してもよい。 但し、競技運営上、競技本部より買通しのできることが望ましい。 ○大きさ等：コート間5m、ベースラインよりフェンスまで8.4m以上を基本とする。 (テニスコートの建設マニュアルによる他、テニス規則による。) ○コートサーフェス：全天候型が望ましいが、既設のものを使用する場合はクレーコート等でもよい。 クレーコート等の場合はコート間に排水設備を設ける。 ○コート照明：全テニスコート対象に設置する。ただし正むを得ない事情のある場合は、メインコートのみでもよい。コートの照度は、コート面から1mの高さで500ルクス以上を推奨する。 〔(公財)日本テニス協会「団体テニス競技の施設基準に関する細則」から抜粋〕 (配慮すべき事項) ○コートの方位は南北5°に設計することが望ましい。 ○会場地は、競技運営上、成年男子・成年女子・少年男子・少年女子を単位として、2会場地とする。 (1会場地で2種別を実施) ○競技運営上、同一会場内に、規定のコート12面以上が確保できる。 ○荒天時の対策として2～4面の屋根付きコートを設置することが望ましい。 (先置県の事例)	

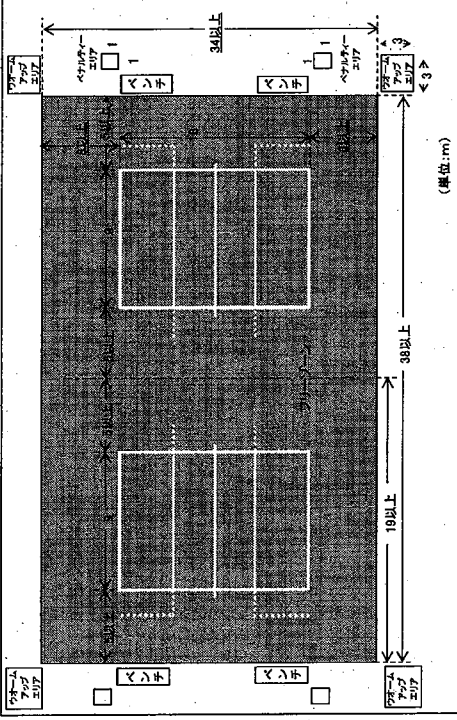
(改正後)

競技名	テニス	競技番号	4
基準	規定のコート 20面	摘要	2会場地に分かれる際は24面とする。

基準の主な内容	
コートは次のとおりとする。  ○配置：コートは各ブロック2～4面が望ましい。 なお、競技運営上、競技本部より買通しのできることが望ましい。 ○大きさ等：コート間5m、ベースラインよりフェンスまで8.4m以上を基本とする。 (テニスコートの建設マニュアルによる他、テニス規則による。) ○コートサーフェス：全天候型が望ましい。 なお、少人数自会連のサーフェスはハードコートを推奨する。 ○コート照明：全テニスコート対象に設置する。ただし正むを得ない事情のある場合は、最低4～8面でもよい。コートの照度は、コート面から1mの高さで500ルクス以上を推奨する。 〔(公財)日本テニス協会「団体テニス競技の施設基準に関する細則」から抜粋〕 (配慮すべき事項) ○コートの方位は南北5°に設計することが望ましい。 ○会場地は、競技運営上、成年男子・成年女子・少年男子・少年女子を単位として、2会場地とする。 (1会場地で2種別を実施) ○競技運営上、同一会場内に、規定のコート12面以上が確保できる。 ○荒天時の対策として3～4面の屋根付きコートを設置することが望ましい。 (先置県の事例)	

(改正前)

競技名	バレーボール	競技番号	8
基準	規定の屋内コート8面	摘要	2会場以上に分かれてもよい。 体育館の天井の高さは10m以上が望ましいが、7m以上あればよい。

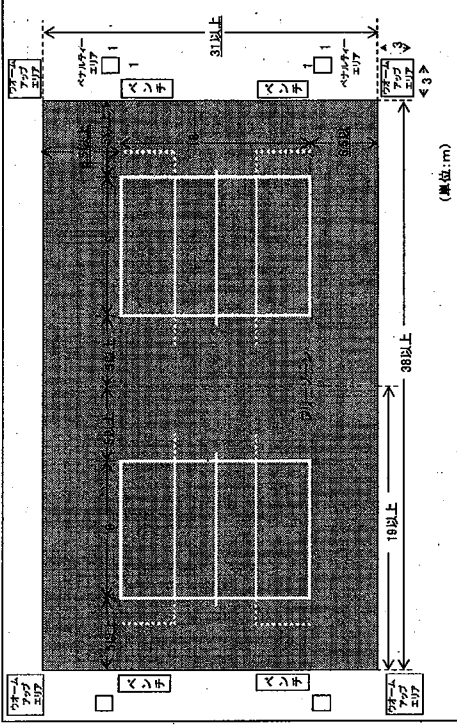
基準の主な内容	
コートは次のとおりとする。	
	

- (公財)日本バレーボール協会主催の競技会では、フリーゾーンは最小限サイドラインから5m、エンドラインから8mなければならない。
- 支柱はサイドラインの外側から1mの位置に設置される。
- 自由競技空間(競技場の上方に障害物が一切ない空間)は、競技場の表面から12.5m以上なければならない。
- 競技場の明るさは競技場の表面から1mの高さで、1,000～1,500ルクスでなければならない。
- 3×3mの大きさのウォームアップ・エリアがフリーゾーン外側の両方のベンチ側のコーナーに設けられる。
- ベンチ側・エリアは1×1mの大きさで、それぞれのエンド・ライン延長線の外側のコントロール・エリア内に設けられ、2つの椅子が置かれる。
- アタック・ラインは、サイド・ラインから20cmの間隔で、幅5cm、長さ15cmの5本の破線により、全長1.75mにわたって延長される。
- コーチ・レストリクション・ライン(アタック・ラインの延長線1.75mの位置からエンド・ラインの延長線まで、サイド・ラインと平行に引かれた破線)は、監督が指示できるエリアを区画するもので、20cmの間隔で長さ15cmの破線で引かれる。
- 〔(公財)日本バレーボール協会競技規則から抜粋〕

(配慮すべき事項)	○競技運営上、同一競技会場内に2面以上とれる。
	○競技運営上、成年男子・成年女子・少年男子・少年女子を単位として、最大4会場地とする。
	○競技会場に隣接又は近接する練習会場が、次のとおり確保できる。
(先着順の事例)	成年男子(4面以上)、成年女子(4面以上)、少年男子(6面以上)、少年女子(6面以上)
	○エンドラインから8m以上、サイドラインから5m以上不足エリアに安全対策として防壁ラバー設置

(改正後)

競技名	バレーボール	競技番号	8
基準	規定の屋内コート8面	摘要	2会場以上に分かれてもよい。 体育館の天井の高さは10m以上が望ましいが、7m以上あればよい。

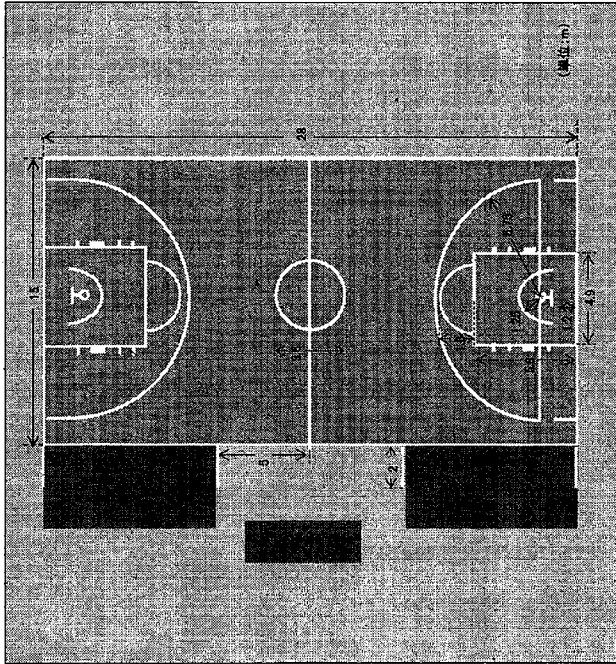
基準の主な内容	
コートは次のとおりとする。	
	

- (公財)日本バレーボール協会主催の競技会では、フリーゾーンは最小限サイドラインから5m、エンドラインから6mなければならない。
- 支柱はサイドラインの外側から1mの位置に設置される。
- 自由競技空間(競技場の上方に障害物が一切ない空間)は、競技場の表面から12.5m以上なければならない。
- 競技場の明るさは競技場の表面から1mの高さで、1,000～1,500ルクスでなければならない。
- 3×3mの大きさのウォームアップ・エリアがフリーゾーン外側の両方のベンチ側のコーナーに設けられる。
- ベンチ側・エリアは1×1mの大きさで、それぞれのエンド・ライン延長線の外側のコントロール・エリア内に設けられ、2つの椅子が置かれる。
- アタック・ラインは、サイド・ラインから20cmの間隔で、幅5cm、長さ15cmの5本の破線により、全長1.75mにわたって延長される。
- コーチ・レストリクション・ライン(アタック・ラインの延長線1.75mの位置からエンド・ラインの延長線まで、サイド・ラインと平行に引かれた破線)は、監督が指示できるエリアを区画するもので、20cmの間隔で長さ15cmの破線で引かれる。
- 〔(公財)日本バレーボール協会競技規則から抜粋〕

(配慮すべき事項)	○競技運営上、同一競技会場内に2面以上とれる。
	○競技運営上、成年男子・成年女子・少年男子・少年女子を単位として、最大4会場地とする。
	○競技会場に隣接又は近接する練習会場が、次のとおり確保できる。
(先着順の事例)	成年男子(4面以上)、成年女子(4面以上)、少年男子(6面以上)、少年女子(6面以上)
	○エンドラインから6.5m以上、サイドラインから5m以上不足エリアに安全対策として防壁ラバー設置

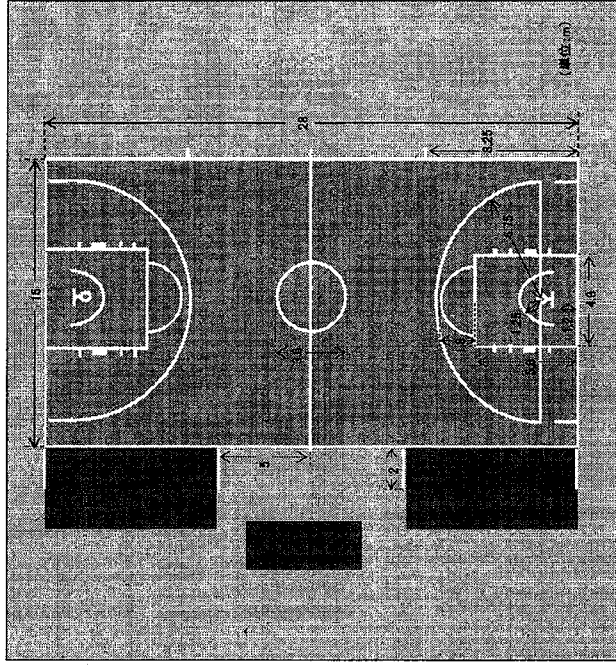
(改正前)

競技名	バスケットボール	競技番号	10
基準	規定の屋内コート10面	摘要	近接であれば2会場以上に分かれてもよい。

基準の主な内容	
コートは次のとおりとする。	
 ○コートは、チーム・ベンチにすわっている人を含むすべての障害物から2m以上離れていなければならない。〔(公財)日本バスケットボール協会「バスケットボール競技規則」から抜粋〕 (配慮すべき事項) ○オフシヤル席をどちらのサイドにも設置可能にするために、また、プレーに障害のないようにコートの境界線から障害物までは5m以上が望ましい。 ○コートの間隔は、7m以上が望ましい。 ○照度はコート面上1mの高さで700ルクス以上とし、コートの競技者が直接日光が当たらないよう採光することが望ましい。 ○競技会場は、運営上、隣接する最大4会場とし、成年男子・成年女子・少年男子・少年女子を単位とする。また、各特別において次の面数を確保できる。 ○練習会場は、競技会場に隣接又は近接するものとし、次の面数が確保できる。 - 成年男子(8面以上)、成年女子・少年女子・少年男子(2面以上) (先催場の事例) ○規定のコート10面⇒規定のコート7面で実施	

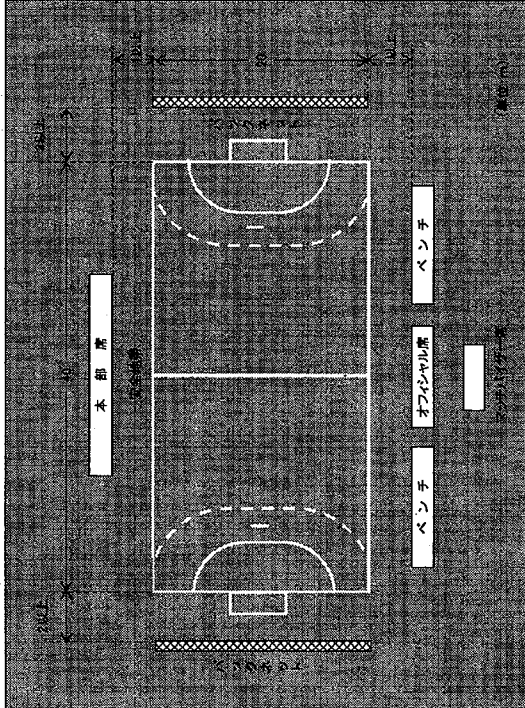
(改正後)

競技名	バスケットボール	競技番号	10
基準	規定の屋内コート10面	摘要	近接であれば2会場以上に分かれてもよい。

基準の主な内容	
コートは次のとおりとする。	
 ○コートは、チーム・ベンチにすわっている人を含むすべての障害物から2m以上離れていなければならない。〔(公財)日本バスケットボール協会「バスケットボール競技規則」から抜粋〕 (配慮すべき事項) ○オフシヤル席をどちらのサイドにも設置可能にするために、また、プレーに障害のないようにコートの境界線から障害物までは5m以上が望ましい。 ○コートの間隔は、7m以上が望ましい。 ○照度はコート面上1mの高さで700ルクス以上とし、コートの競技者が直接日光が当たらないよう採光することが望ましい。 ○競技会場は、運営上、隣接する最大4会場とし、成年男子・成年女子・少年男子・少年女子を単位とする。 (先催場の事例) ○規定のコート10面⇒規定のコート7面で実施	

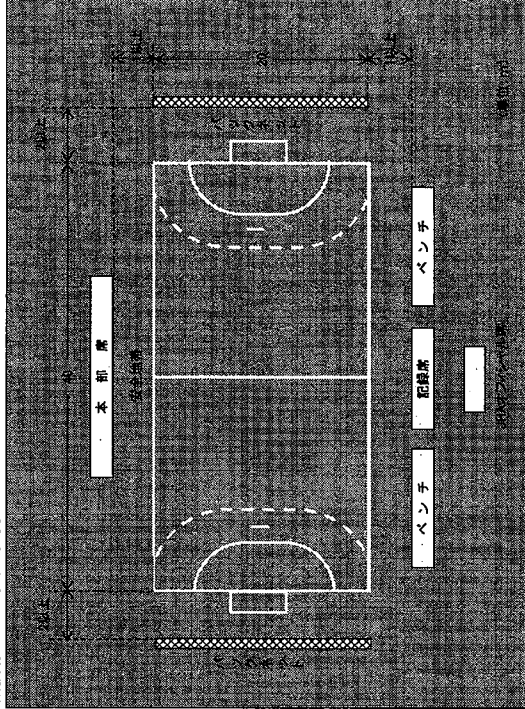
(改正前)

競技名	ハンドボール	競技番号	14
基準	規定の屋内競技場6面	摘要	2会場地に分かれてもよい。 体育館の天井の高さは10m以上が望ましいが、7m以上あればよい。

基準の主な内容	
競技場は次のとおりとする。  ○コートの周囲には、サイドラインに沿って幅1m以上、アウターゴールラインの後方に幅2m以上の安全地帯を設けなければならない。 〔(公財)日本ハンドボール協会「競技規則」及び「マッチバイザー」の任務に関するガイドライン」から抜粋〕 (配慮すべき事項) ○屋内競技場の照度は、800ルクス以上が望ましい。 ○サイドラインに沿って2m、アウターゴールラインに沿って3～5mの安全地帯を設けることが望ましい。 ○競技場を2面並列する場合は、コート間の距離は7m以上離すことが望ましい。 ○練習会場については、1会場地の場合は10面以上、2会場地の場合は各種別3面以上を確保できることが望ましい。 (先着順の事例) ○屋内競技場6面⇒屋内競技場5面	

(改正後)

競技名	ハンドボール	競技番号	14
基準	規定の屋内競技場6面	摘要	2会場地に分かれてもよい。 体育館の天井の高さは10m以上が望ましいが、7m以上あればよい。

基準の主な内容	
競技場は次のとおりとする。  ○コートの周囲には、サイドラインに沿って幅1m以上、アウターゴールラインの後方に幅2m以上の安全地帯を設けなければならない。 〔(公財)日本ハンドボール協会「競技規則」から抜粋〕 (配慮すべき事項) ○屋内競技場の照度は、800ルクス以上が望ましい。 ○サイドラインに沿って2m、アウターゴールラインに沿って3～5mの安全地帯を設けることが望ましい。 ○競技場を2面並列する場合は、コート間の距離は7m以上離すことが望ましい。 ○練習会場については、1会場地の場合は10面以上、2会場地の場合は各種別3面以上を確保できることが望ましい。 (先着順の事例) ○屋内競技場6面⇒屋内競技場5面	

(改正前)

競技名	自 転 車	競技番号	15
基準	規定の競技場 1 規定のロードレースコース (1周の周長が少なくとも10km以上であり、 10～15kmを原則とする周回ロードコース)	摘要	

(改正後)

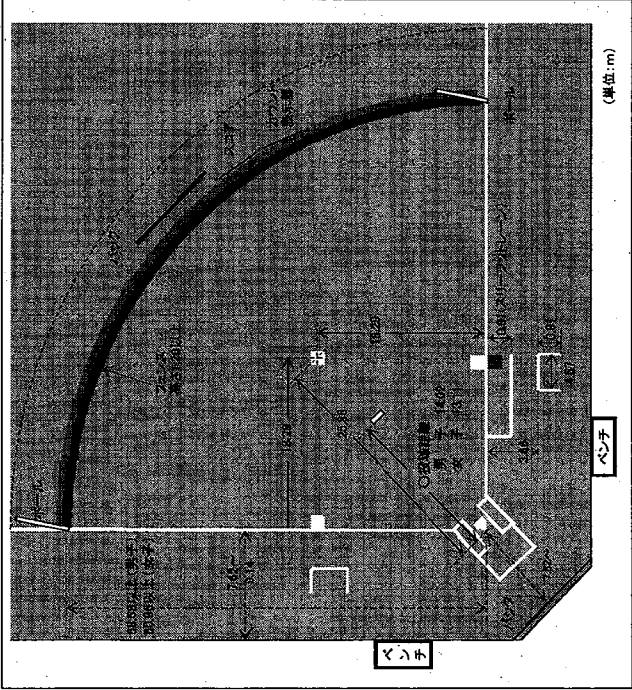
競技名	自 転 車	競技番号	15
基準	規定の競技場 1 規定のロードレースコース (1周の周長が少なくとも10km以上であり、 10～15kmを原則とする周回ロードコース)	摘要	

基 準 の 主 な 内 容			
1 競技場は次のとおりとする。			
① 屋外競走路の周長			
500m、400m、333.33m、285.714mおよび250mの5種類とし、 競走路の幅員(路面実長)は7.0m～9.0mとする。			
② 競走路の構造			
競走路の路面は、本道拓張りまたはコンクリート舗装、アスファルト舗装をもって施工し、競走を安全に行うために必要な強度及び強度を有し、平坦でかつ均一な材質でなければならぬ。また、濡れた場合にもできるだけ速く乾くよう不透水性であることが望ましい。			
③ 安全地帯			
競走路の内側に、ブルーバンドを含めて最小幅員3.5mの安全地帯を設ける。ここには危険な障害物を一切置いてはならない。			
④ コーナー及びバンプ			
競走路は、長さ15m以上の直線部、最小曲率半径を有する円曲線部及びこれら直線部と曲線部を結ぶ緩和曲線を有する。通常6°～8°の横断勾配をつけるが、緩和曲線部の横断勾配により調整する。ただし、15°を超えないようにする。			
⑤ 直線部			
競走路と観客席を区画するために、競走路の外側に沿って85～100cmの高さの胸壁又は金網柵を設ける。			
⑥ 胸壁又は金網柵			
競走路の内縁から内側を最少走路の10%幅でブルーに塗り、これをブルーバンドと称する。ブルーバンドは競走には用いない。			
⑦ 競走路の標示線			
インフィールド又は保護地帯の内側にウォーミングアップ・クーリングダウンのための補助走路を設ける。			
⑧ 補助走路			
⑨ インフィールド			
円滑な競技大会運営のために、インフィールドにいる人員が妨げられないよう、インフィールドは走路より75～100cm低くすることが望ましい。			
〔(公財)日本自転車競技連盟「自転車競技場及び施設に関する基準要項」から抜粋〕			
2 ロードレースコースは、次のとおりとする。			
○ 競技大会の特性を考慮し、町から町への片道コース、大きく周して戻るコース、環状コースを複数回周回するコース、P字または逆P字型の折り返し点のあるコースを選択する。			
○ 急坂路、降坂路とともに平坦な区間も含み、鉄道横切、鋭角のカーブ、断崖、降り坂の急カーブ等の危険箇所のない舗装道路とする。また、選手回通過時に全面交通規制ができることが望ましい。			
○ 幅員は6m以上で、最後の1km地点からフィニッシュ・ラインの後方100mまでは最小8mとし、10m以上であることが望ましく、後距離前後200m以上とする。ただし、道路外が直ちに建物、壁、樹木、崖等になっている場合は配慮する。フィニッシュ地点は平坦もしくはより坂とする。			
○ 1日ロードレースの場合は、スタート・フィニッシュが同一点であることが望ましい。			
○ 随行車両がフィニッシュ・ラインを横切らずに駐車場へ入れる迂回路があること。			
○ 国民体育大会のロードレースコースは、1周20km～30kmの周回コースであることを原則とする。			
〔(公財)日本自転車競技連盟「ロードレースのコースに関する基準要項」から抜粋〕			
(配慮すべき事項)			
○ 選手の安全対策(極端な道狭、落石等)に配慮したコース設定ができる。			
(先制取の事例)			

基 準 の 主 な 内 容			
1 競技場は次のとおりとする。			
① 屋外競走路の周長			
500m、400m、333.33m、285.714mおよび250mの5種類とし、 競走路の幅員(路面実長)は7.0m～9.0mとする。			
② 競走路の構造			
競走路の路面は、本道拓張りまたはコンクリート舗装、アスファルト舗装をもって施工し、競走を安全に行うために必要な強度及び強度を有し、平坦でかつ均一な材質でなければならぬ。また、濡れた場合にもできるだけ速く乾くよう不透水性であることが望ましい。			
③ 安全地帯			
競走路の内側に、ブルーバンドを含めて最小幅員3.5mの安全地帯を設ける。ここには危険な障害物を一切置いてはならない。			
④ コーナー及びバンプ			
競走路は、長さ15m以上の直線部、最小曲率半径を有する円曲線部及びこれら直線部と曲線部を結ぶ緩和曲線を有する。通常6°～8°の横断勾配をつけるが、緩和曲線部の横断勾配により調整する。ただし、15°を超えないようにする。			
⑤ 直線部			
競走路と観客席を区画するために、競走路の外側に沿って85～100cmの高さの胸壁又は金網柵を設ける。			
⑥ 胸壁又は金網柵			
競走路の内縁から内側を最少走路の10%幅でブルーに塗り、これをブルーバンドと称する。ブルーバンドは競走には用いない。			
⑦ 競走路の標示線			
インフィールド又は保護地帯の内側にウォーミングアップ・クーリングダウンのための補助走路を設ける。			
⑧ 補助走路			
⑨ インフィールド			
円滑な競技大会運営のために、インフィールドにいる人員が妨げられないよう、インフィールドは走路より75～100cm低くすることが望ましい。			
〔(公財)日本自転車競技連盟「自転車競技場及び施設に関する基準要項」から抜粋〕			
2 ロードレースコースは、次のとおりとする。			
○ 競技大会の特性を考慮し、町から町への片道コース、大きく周して戻るコース、環状コースを複数回周回するコース、P字または逆P字型の折り返し点のあるコースを選択する。			
○ 急坂路、降坂路とともに平坦な区間も含み、鉄道横切、鋭角のカーブ、断崖、降り坂の急カーブ等の危険箇所のない舗装道路とする。また、選手回通過時に全面交通規制ができることが望ましい。			
○ 幅員は6m以上で、最後の1km地点からフィニッシュ・ラインの後方100mまでは最小8mとし、10m以上であることが望ましく、後距離前後200m以上とする。ただし、道路外が直ちに建物、壁、樹木、崖等になっている場合は配慮する。フィニッシュ地点は平坦もしくはより坂とする。			
○ 1日ロードレースの場合は、スタート・フィニッシュが同一点であることが望ましい。			
○ 随行車両がフィニッシュ・ラインを横切らずに駐車場へ入れる迂回路があること。			
○ 国民体育大会のロードレースコースは、1周10km～15kmの周回コースであることを原則とする。			
〔(公財)日本自転車競技連盟「ロードレースのコースに関する基準要項」から抜粋〕			
(配慮すべき事項)			
○ 選手の安全対策(極端な道狭、落石等)に配慮したコース設定ができる。			
(先制取の事例)			

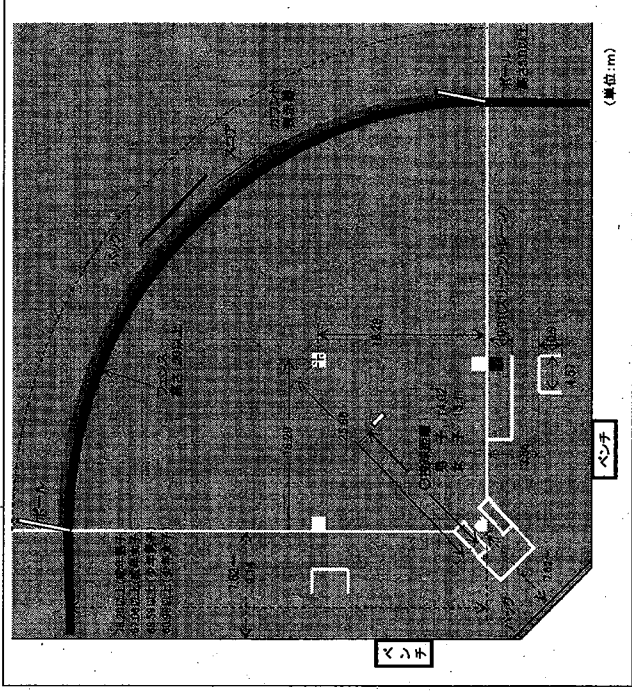
(改正前)

競技名	ソフトボール	競技番号	23
基準	規定の競技場8面	摘要	2会場以上に分かれてもよい。

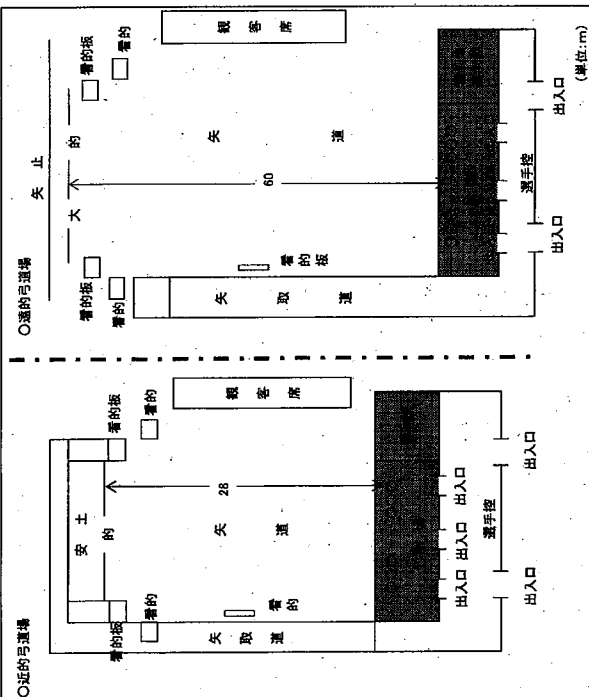
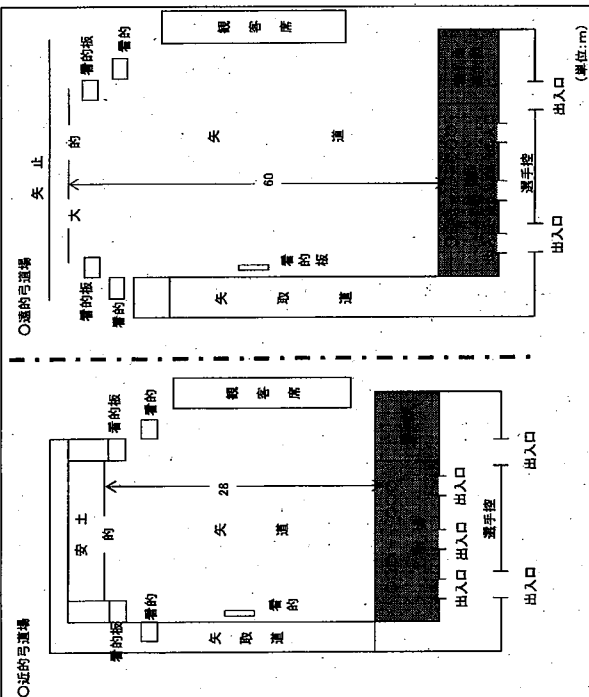
基準の主な内容	
競技場は次のとおりとする。  ○競技場は平坦で、障害物のない地域であり、その上方空間を含む。 ○フェア地域は、両ファウルラインと、本塁(ホームプレート)から、男子68.58m以上、女子60.96m以上の半径の円弧に囲まれた地域である。 ○ファウル地域は、両ファウルラインの外側、および本塁とバックネットの間の地域である。 〔(公財)日本ソフトボール協会「オフィシャル・ソフトボール・ルール」から抜粋〕 (配慮すべき事項) ○ナイター照明があることが望ましい。 ○国際規格変更(2002年)に伴い、本塁から外野フェンスまでの距離が、男子76.20m以上、女子67.06m以上が望ましい。 ○競技運営上、成年男子・少年男子・少年女子を単位として、最大4会場地とする。 ○競技運営上、各種別ごとに試合用2面が同一施設内に確保できる。 (先例の事例)	

(改正後)

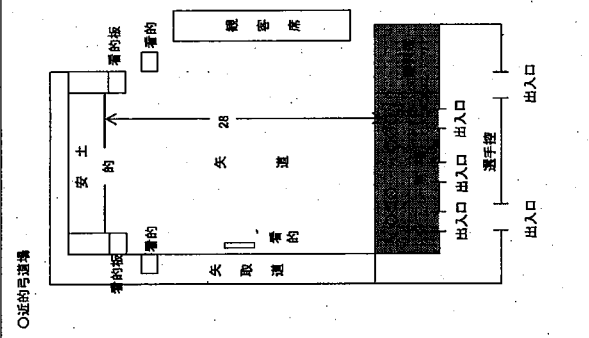
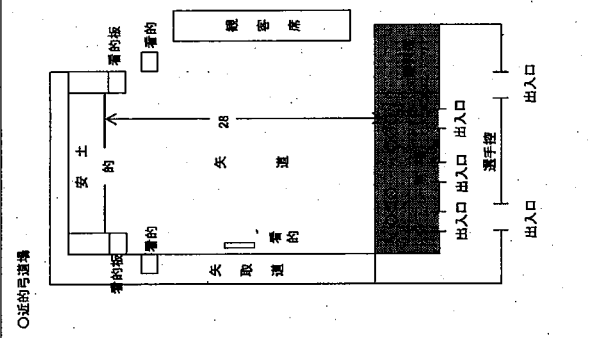
競技名	ソフトボール	競技番号	23
基準	規定の競技場8面	摘要	2会場以上に分かれてもよい。

基準の主な内容	
競技場は次のとおりとする。  ○競技場は平坦で、障害物のない地域であり、その上方空間を含む。 ○フェア地域は、両ファウルラインと、本塁(ホームプレート)から、少年男子68.58m以上、少年女子60.96m以上の半径の円弧に囲まれた地域である。 ○ファウル地域は、両ファウルラインの外側、および本塁とバックネットの間の地域である。 〔(公財)日本ソフトボール協会「オフィシャル・ソフトボール・ルール」から抜粋〕 (配慮すべき事項) ○ナイター照明があることが望ましい。 ○国際規格変更(2002年)に伴い、本塁から外野フェンスまでの距離が、成年男子76.20m以上、成年女子67.06m以上が望ましい。 ○競技運営上、成年男子・少年男子・少年女子を単位として、最大4会場地とする。 ○競技運営上、各種別ごとに試合用2面が同一施設内に確保できる。 (先例の事例)	

(改正前)

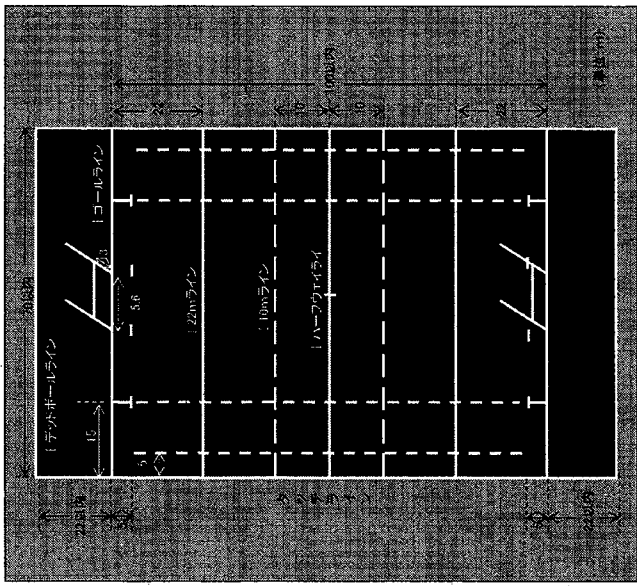
競技名	弓道	競技番号	25
基準	規定の弓道場 1 遠的競技場 1 (仮設でもよい。)	摘要	
弓道場は、次のとおりとする。 ○近的弓道場  ○遠的弓道場  〔(公財) 全日本弓道連盟「弓道競技規則」から抜粋〕 〔配置すべき事項〕 ○近的射場と遠的射場は、隣接が望ましい。 ○矢取道は、屋根があることが望ましい。矢道は、芝が望ましい。 ○練習射場を必要とする。 ○観客席正面にも看板的板(3射場分)を設置することが望ましい。 〔遠的の場合〕 ○射場は3人立2射場で、射場の間隔は130cm以上とする。 ○大的の上まで屋根があることが望ましい。 〔先権員の事例〕			

(改正後)

競技名	弓道	競技番号	25
基準	規定の弓道場 1 遠的競技場 1 (仮設でもよい。)	摘要	
弓道場は、次のとおりとする。 ○近的弓道場  ○遠的弓道場  〔(公財) 全日本弓道連盟「弓道競技規則」から抜粋〕 ○射位における選手相互の間隔は、近的競技は180cm以上、遠的競技は160cm以上とする。ただし、これに当たらない場合は、要項に明示するか、競技開始前に競技委員長が宣告する。 〔配置すべき事項〕 ○近的射場と遠的射場は、隣接が望ましい。 ○矢取道は、屋根があることが望ましい。矢道は、芝が望ましい。 ○練習射場を必要とする。 ○観客席正面にも看板的板(3射場分)を設置することが望ましい。 〔遠的の場合〕 ○射場は3人立2射場で、射場の間隔は160cm以上とする。 ○大的の上まで屋根があることが望ましい。 〔先権員の事例〕			

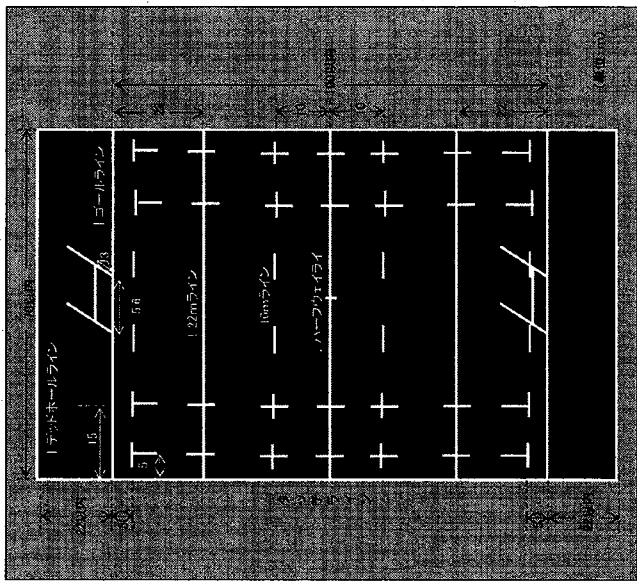
(改正前)

競技名	ラグビーフットボール	競技番号	28
基準	規定の競技場3面 (うち芝生の競技場2面)	摘要	2会場地に分かれてもよい。

基準の主な内容	
競技場は、次のとおりとする。	 ○フィールドオブプレーは、長さ100mを超えず、幅70mを超えない。 ○両インゴールとも、長さ22m、幅70mを超えない。 ○ゴールラインとデッドボールラインとの距離は、実際に可能であれば少なくとも10m以上とする。 〔(公財)日本ラグビーフットボール協会「競技規則」から抜粋〕 (配慮すべき事項) ○2会場地に分かれる場合は、成年男子と少年男子を単位とする。その際、少年男子は規定の競技場2面が確保できる。 ○コートから観客席までの距離は、10m以上が望ましい。 ○すべての競技場は芝生とし、ゴールポストが設置可能とする。 (先催県の事例)

(改正後)

競技名	ラグビーフットボール	競技番号	28
基準	規定の競技場3面 (うち芝生の競技場2面)	摘要	2会場地に分かれてもよい。

基準の主な内容	
競技場は、次のとおりとする。	 ○フィールドオブプレーは、長さ100mを超えず、幅70mを超えない。 ○両インゴールとも、長さ22m、幅70mを超えない。 ○ゴールラインとデッドボールラインとの距離は、実際に可能であれば少なくとも10m以上とする。 〔(公財)日本ラグビーフットボール協会「競技規則」から抜粋〕 (配慮すべき事項) ○2会場地に分かれる場合は、成年男子と少年男子を単位とする。その際、少年男子は規定の競技場2面が確保できる。 ○コートから観客席までの距離は、10m以上が望ましい。 ○すべての競技場は芝生とし、ゴールポストが設置可能とする。 (先催県の事例)

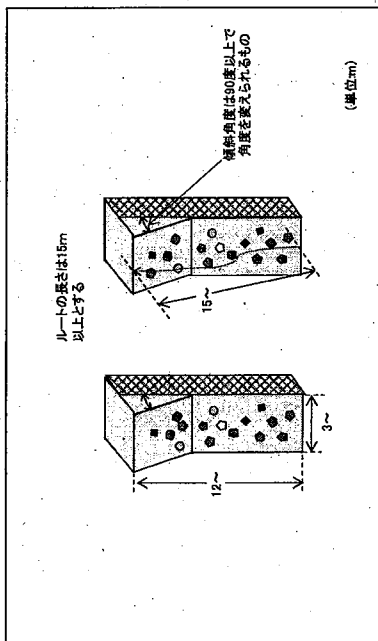
(改正前)

競技名	山 岳 (その1)	競技番号	29
基準	(公社)日本山岳・スポーツクライミング協会が適当と認めるリード施設およびボルダリング施設 高さ12m以上(ルート長さ15m以上)幅3m以上のリード施設2面 高さ5m、面積60㎡のボルダリング施設2基 1会場で実施	摘要	

基準	摘要
----	----

競技場は、基本的には次のとおりとする。

- 1 リード競技
 - (1) ウォールは以下の仕様による。
 - ① ウォールは、ルートの長さで15m以上が設定できるもの、高さは12m以上を必要とする。
 - ② ウォールの幅は、3m以上とする。
 - ③ ウォール数は、2面とし、同形状のものとする。
 - ④ ウォールの傾斜は、90度以上で角度が変えられるものとする。
 - ⑤ ウォールのパネルは、交換できるものとする。
 - ⑥ ウォールの設置場所が屋外の場合は、雨天対策を施すものとする。
 - ⑦ ウォールの構造上あるいは立地上、オンサイト方式に転送する可能性がある場合、ルートセッターが設定したルートを観ることができカーテン等の装置を施すものとする。
 - ⑧ ウォールの設置場所が室内の場合は、空調設置等で温度変化が少なくするように留意する。
 - (2) アイレーション・ゾーンは、以下の仕様による。
 - ① 原則として当日競技をする選手・監督を収容するスペースを有しなければならない。
 - ② ウォールに隣接してウォール(原則として高さ3m、幅5m以上)を2面以上設けなければならない。
 - ③ ウォールに隣接して、ルートが見えない場所にコントロールゾーン(原則として競技者8名以上を収容できる場所)を設置しなければならない。また、競技者をアイレーション・ゾーンから転送するのに時間がかかる場合は、簡便なウォールアップ用ウォールを用意しなければならない。
 - ④ 審判所は、ルートを観測せる正面及び側面の位置に設置しなければならない。
 - ⑤ 審判用器具としてビデオカメラ、モニターテレビ、ストップウォッチ及び観客・選手用大型時計(モニター)をウォール面ごとに設置する。
 - ⑥ その他のウォール及び審判に係る施設、器具の詳細は、国体山岳競技運営の手引きによる。



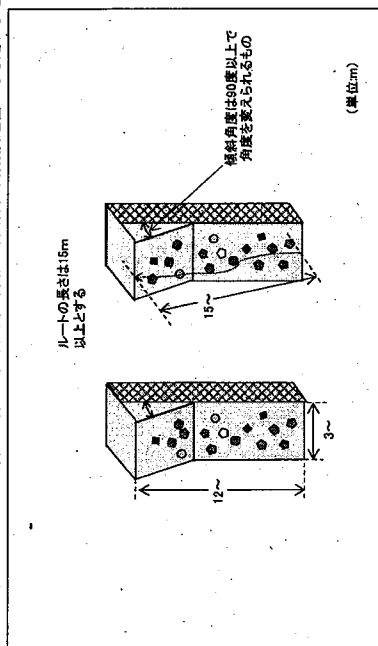
(改正後)

競技名	スポーツクライミング (その1)	競技番号	29
基準	(公社)日本山岳・スポーツクライミング協会が適当と認めるリード施設およびボルダリング施設 高さ12m以上(ルート長さ15m以上)幅3m以上のリード施設2面 高さ5m、面積60㎡のボルダリング施設2基 1会場で実施	摘要	

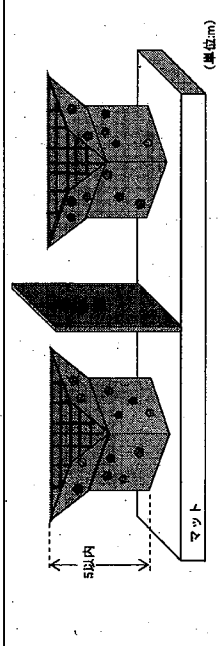
基準	摘要
----	----

競技場は、基本的には次のとおりとする。

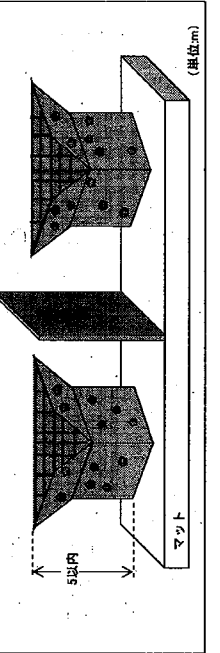
- 1 リード競技
 - (1) ウォールは以下の仕様による。
 - ① ウォールは、ルートの長さで15m以上が設定できるもの、高さは12m以上を必要とする。
 - ② ウォールの幅は、3m以上とする。
 - ③ ウォール数は、2面とし、同形状のものとする。
 - ④ ウォールの傾斜は、90度以上で角度が変えられるものとする。
 - ⑤ ウォールのパネルは、交換できるものとする。
 - ⑥ ウォールの設置場所が屋外の場合は、雨天対策を施すものとする。
 - ⑦ ウォールの構造上あるいは立地上、オンサイト方式に転送する可能性がある場合、ルートセッターが設定したルートを観ることができカーテン等の装置を施すものとする。
 - ⑧ ウォールの設置場所が室内の場合は、空調設置等で温度変化が少なくするように留意する。
 - (2) アイレーション・ゾーンは、以下の仕様による。
 - ① 原則として当日競技をする選手・監督を収容するスペースを有しなければならない。
 - ② ウォールに隣接してウォール(原則として高さ3m、幅5m以上)を2面以上設けなければならない。
 - ③ ウォールに隣接して、ルートが見えない場所にコントロールゾーン(原則として競技者8名以上を収容できる場所)を設置しなければならない。また、競技者をアイレーション・ゾーンから転送するのに時間がかかる場合は、簡便なウォールアップ用ウォールを用意しなければならない。
 - ④ 審判所は、ルートを観測せる正面及び側面の位置に設置しなければならない。
 - ⑤ 審判用器具としてビデオカメラ、モニターテレビ、ストップウォッチ及び観客・選手用大型時計(モニター)をウォール面ごとに設置する。
 - ⑥ その他のウォール及び審判に係る施設、器具の詳細は、国体山岳競技運営の手引きによる。



(改正前)

競技名	山	岳 (その2)	競技番号	29
基準	(公社)日本山岳協会が適当と認める リード施設およびボルダリング施設			
概要	高さ12m以上(リード長さ15m以上)幅3m 以上のリード施設2面 高さ5m、面積60㎡のボルダリング施設2基 1会場で実施			
基準 以下の仕様による。				
2 ボルダリング競技				
(1) ウォールは、以下の仕様による。 ① ウォールの高さは、マット面から5m以内とする。 ② ウォールの数は、1基に2ルール以上とれる仕様とする。 ③ ウォールの壁面積は、1基あたり60㎡とする。 ④ 観客席から見やすいようにウォールは壁面に設置されなければならない。 ⑤ ウォール2基は、お互いのルール・プロブレムが見えないように遮蔽などの対策を施すこと。 ⑥ ウォールの傾斜は、90度以上とする。 ⑦ ウォールのパネルは、交換できなくてもよいが、立体的な構造が望ましい。 ⑧ ウォール2基の間には、選手の休憩場所を設置し、休憩場所から競技が見えないようにすること。 ⑨ ウォールの設置場所が壁外の場合は、雨天対策を施すものとする。 ⑩ 必要に応じて、ルール・セッターが設定したルールを遵守することができるカーテン等の装置を施すものとする。 ⑪ 安全対策のため、ウォールの下には壁上部から選手が墜落した場合にも十分な安全が確保できるようなマットを設置するものとする。 ⑫ ウォールの設置場所が室内の場合は、空調設置等で温度変化が少なくなるように留意する。 (2) アイリレーション・ゾーンは、以下の仕様による。 ① アイリレーション・ゾーンは、原則として当日競技をする選手・監督を収容するスペースを有しなければならない。 ② アイリレーション・ゾーンには、ウォームアップ用のウォール(原則として高さ3m、幅5m以上)を2面以上設置しなければならない。 ③ ウォールに隣接して、ルールが見えない場所にコール・ゾーン(原則として競技者8名以上を収容できる場所)を設置しなければならない。また、競技者をアイリレーション・ゾーンから輸送するのに時間がかかる場合は、簡便なウォームアップ用ウォールを用意しなければならない。 (4) 審判所は、ルールを見させる正面及び側面に設置しなければならない。 (5) 審判用器具としてビデオカメラ、モニターテレビ、ストップウォッチ及び観客・選手用大型時計(モニター)を設置する。 (6) 競技時間ごとに鳴るブザーを設置する。 (7) その他のウォール及び審判に係る施設、器具の詳細は、国体山岳競技運営の手引きによる。				
				
(配置すべき事項)				
○ボルダリング競技とリード競技は隣接した施設を会場とする。 ○ボルダリング競技のウォール設置場所は、壁内とすることが望ましい。				
(主催者の事例)				
【公社】日本山岳協会「山岳競技施設認定規則」から抜粋)				

(改正後)

競技名	スポーツクライミング (その2)	競技番号	29
基準	(公社)日本山岳・スポーツクライミング協会が認定するリード施設およびボルダリング施設		
概要	高さ12m以上(リード長さ15m以上)幅3m以上のリード施設2面 高さ5m、面積60㎡のボルダリング施設2基 1会場で実施		
基準 以下の仕様による。			
2 ボルダリング競技 (1) ウォールは、以下の仕様による。 ① ウォールの高さは、マット面から5m以内とする。 ② ウォール1基は、1基に2ルート以上とれる仕様のものを合計2基とする。 ③ ウォールの壁面積は、1基あたり60㎡とする。 ④ 観客席から見やすいようにウォールは壁面に設置されなければならない。 ⑤ ウォール2基は、お互いのルールプロブレムが見えないように遮蔽などの対策を施すこと。 ⑥ ウォールの傾斜は、90度以上とする。 ⑦ ウォールのパネルは、交換できなくてもよいが、立体的な構造が望ましい。 ⑧ ウォール2基の間には、選手の休憩場所を設置し、休憩場所から競技が見えないようにすること。 ⑨ ウォールの設置場所が壁外の場合は、雨天対策を施すものとする。 ⑩ 必要に応じて、ルール・セッターが設定したルールを遵守することができるカーテン等の装置を施すものとする。 ⑪ 安全対策のため、ウォールの下には壁上部から選手が墜落した場合にも十分な安全が確保できるようなマットを設置するものとする。 ⑫ ウォールの設置場所が室内の場合は、空調設置等で温度変化が少なくなるように留意する。 (2) アイリレーション・ゾーンは、以下の仕様による。 ① アイリレーション・ゾーンは、原則として当日競技をする選手・監督を収容するスペースを有しなければならない。 ② アイリレーション・ゾーンには、ウォームアップ用のウォール(原則として高さ3m、幅5m以上)を2面以上設置しなければならない。 ③ ウォールに隣接して、ルールが見えない場所にコール・ゾーン(原則として競技者8名以上を収容できる場所)を設置しなければならない。また、競技者をアイリレーション・ゾーンから輸送するのに時間がかかる場合は、簡便なウォームアップ用ウォールを用意しなければならない。 (4) 審判所は、ルールを見させる正面及び側面に設置しなければならない。 (5) 審判用器具としてビデオカメラ、モニターテレビ、ストップウォッチ及び観客・選手用大型時計(モニター)を設置する。 (6) 競技時間ごとに鳴るブザーを設置する。 (7) その他のウォール及び審判に係る施設、器具の詳細は、国体山岳競技運営の手引きによる。			
			
(配置すべき事項) ○ボルダリング競技とリード競技は隣接した施設を会場とする。 ○ボルダリング競技のウォール設置場所は、壁内とすることが望ましい。			
(主催者の事例)			

(改正前)

競技名	カヌー (その1)	競技番号	30
基準	1 カヌープリント (公社)日本カヌー連盟が適当と認める 幅101m以上を有する500m以上の コース 1 艇庫 1 (艇及び器材を収容できる もの。常設が望ましいが 仮設でもよい) 2 カヌーラホーム、カヌーワイルドウォーター (公社)日本カヌー連盟が適当と認める 河川 1 艇庫 1 (艇及び器材を収容できる もの。常設が望ましいが 仮設でもよい)	2会場地上以上に分かれてもよい。	

(改正後)

競技名	カヌー (その1)	競技番号	30
基準	1 カヌープリント (公社)日本カヌー連盟が適当と認める 幅101m以上を有する500m以上の コース 1 艇庫 1 (艇及び器材を収容できる もの。常設が望ましいが 仮設でもよい) 2 カヌーラホーム、カヌーワイルドウォーター (公社)日本カヌー連盟が適当と認める 河川 1 艇庫 1 (艇及び器材を収容できる もの。常設が望ましいが 仮設でもよい)	2会場地上以上に分かれてもよい。	

基準の主な内容

コースは次のとおりとする。

(1)カヌープリント

- 水路は、静水で長さ500m、9レーンとし、日本カヌー連盟が公認したもの。
- 水路は、25mごとに浮標によって標示する。
- レーンは、直線で行われなければならない。
- レーンの水深は、1.5m以上を原則とする。
- レーンの幅は、9mとする。レーン外境及び各レーン境界は浮標で標示せねばならない。
- レーン外境と岸、その他の構造物との間には10m以上の自由水域をとらなければならない。
- 決勝線の後方には、長さ50m以上の自由水域をとらなければならない。
- 決勝線と決勝艇は、コースと直角とする。
- 200mの発艇は、自動発艇装置とする。
- 500mもできるかぎりこれに準ずる。

(2)カヌーラホーム

- 水路は、全艇にわたり通航可能な激流とし、日本カヌー連盟が公認したもの。
- コースの距離は250m以上400m以内で、自然または人工的な障害物でつくものとする。
- ゲートは25及び15ゲートとし、内6〜7ゲートはアップストリームゲートとする。
- 水量は3t/秒以上、流速は2m/秒以上とする。
- 発艇線および決勝線は電子判定システムとする。

(3)カヌーワイルドウォーター

- 水路全艇にわたり通航可能な激流とし、日本カヌー連盟が公認したもの。
- コース全長1500mを原則とし、コースは全長を通じて常に河底に接しないで通過できるものでなければならない。また、いくつかの自然及び人工の障害物があり、部分的に数カ所以上の瀬があること。
- 水量は3t/秒以上、流速は2m/秒以上とする。
- 発艇線および決勝線は電子判定システムとする。

〔(公社)日本カヌー連盟「カヌー競技規則」国民体育大会特別規則「から抜粋」〕

基準の主な内容

コースは次のとおりとする。

(1)カヌープリント

- 水路は、静水で長さ500m、9レーンとし、日本カヌー連盟が公認したもの。
- 水路は、25mごとに浮標によって標示する。
- レーンは、直線で行われなければならない。
- レーンの水深は、1.5m以上を原則とする。
- レーンの幅は、9mとする。レーン外境及び各レーン境界は浮標で標示せねばならない。
- レーン外境と岸、その他の構造物との間には10m以上の自由水域をとらなければならない。
- 決勝線の後方には、長さ50m以上の自由水域をとらなければならない。
- 決勝線と決勝艇は、コースと直角とする。
- 200mの発艇は、自動発艇装置とする。
- 500mもできるかぎりこれに準ずる。

(2)カヌーラホーム

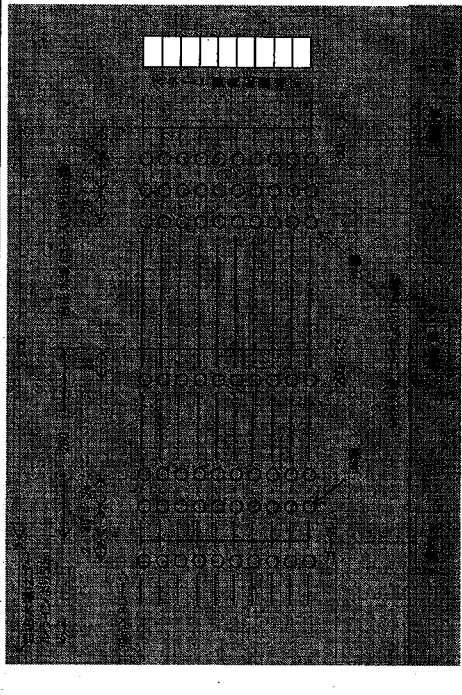
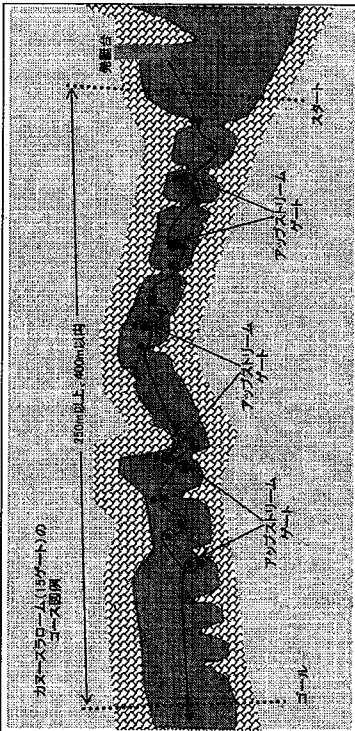
- 水路は、全艇にわたり通航可能な激流とし、日本カヌー連盟が公認したもの。
- コースの距離は200m以上400m以内で、自然または人工的な障害物でつくものとする。
- ゲートは25及び15ゲートとし、内6〜7ゲートはアップストリームゲートとする。
- 水量は3t/秒以上、流速は2m/秒以上とする。
- 発艇線および決勝線は電子判定システムとする。

(3)カヌーワイルドウォーター

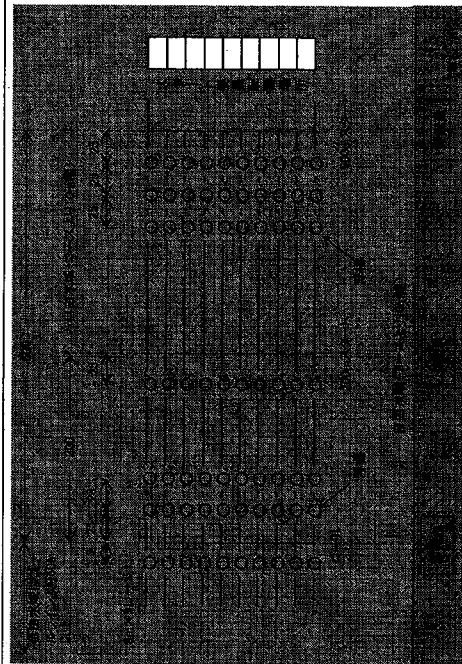
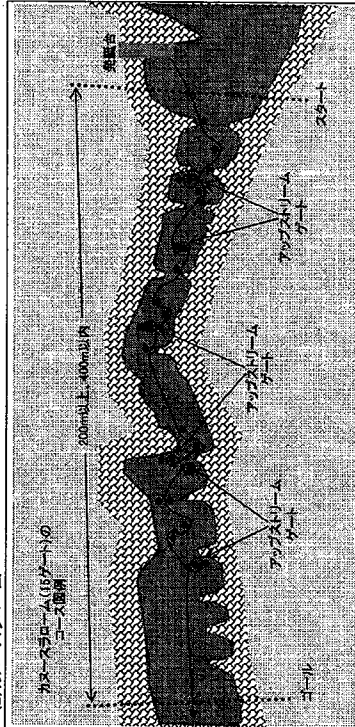
- 水路全艇にわたり通航可能な激流とし、日本カヌー連盟が公認したもの。
- コース全長1500mを原則とし、コースは全長を通じて常に河底に接しないで通過できるものでなければならない。また、いくつかの自然及び人工の障害物があり、部分的に数カ所以上の瀬があること。
- 水量は3t/秒以上、流速は2m/秒以上とする。
- 発艇線および決勝線は電子判定システムとする。

〔(公社)日本カヌー連盟「カヌー競技規則」国民体育大会特別規則「から抜粋」〕

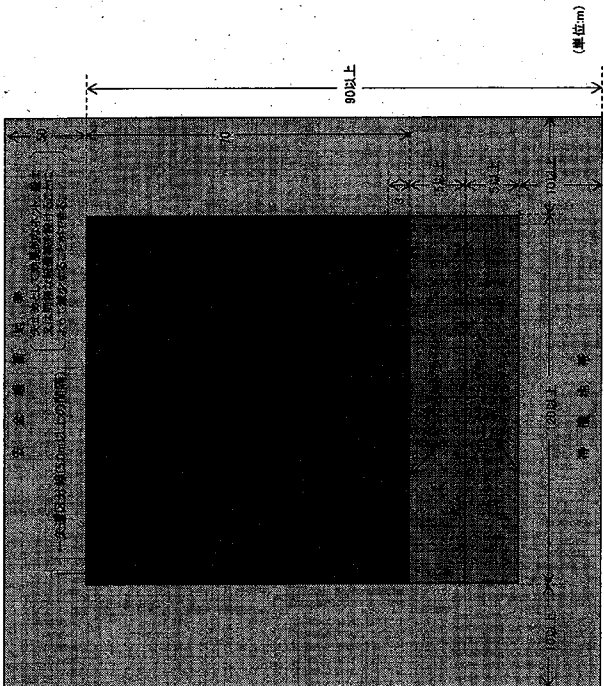
(改正前)

競技名	カヌー(その2)	競技番号	30
基準の主な内容			
(1)カヌースプリント			
			
(2)カヌースラローム			
			
(3)カヌーワイルドウォーター ○スラローム会場との共有が可能である。			
(配慮すべき事項) ○コースの設定では、環境面に配慮することやゲートなどのコース器具の設置ができること。			
(先例の事例)			

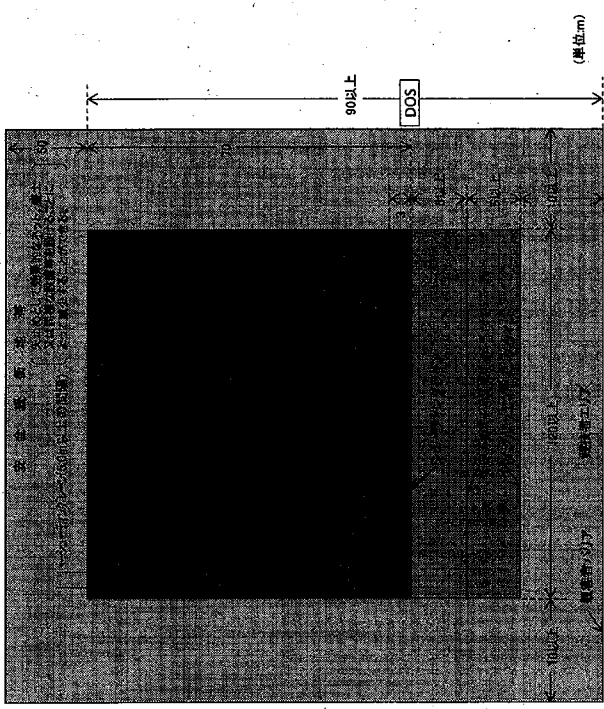
(改正後)

競技名	カヌー(その2)	競技番号	30
基準の主な内容			
(1)カヌースプリント			
			
(2)カヌースラローム			
			
(3)カヌーワイルドウォーター ○スラローム会場との共有が可能である。			
(配慮すべき事項) ○コースの設定では、環境面に配慮することやゲートなどのコース器具の設置ができること。			
(先例の事例)			

(改正前)

競技名	アーチェリー	競技番号	31
基準	70mの射程距離を有する施設 1	摘要	
基準の主な内容			
競技場は、次のとおりとする。			
			
○ウエイティングラインは、シューティングラインの5m以上後方の位置に設ける。 ○一般の人が近付ける場所では、競技場の周囲に適當な柵を設けて、観客が競技場内に立ち入らないようにする。この柵は、最外側シューティングラインの端から10m以上離れた位置とする。また、この柵はウエイティングラインから後方に少なくとも10m以上の位置とし、標的の後方は、一般の人が標的の後方50m以内を通過しないようにする。 ○安全確保で設ける防衝策等の矢止めの高さは、標的面の上下わずかに外れた矢を止めるに十分な高さでなければならない。 【(公社)全日本アーチェリー連盟「競技規則」から抜粋】			
(配慮すべき事項)			
○競技場は水平に均されたフィールドで、方位は標的面が南向きになるように標的を北側に設置することを原則とする。 ○本会場と練習会場は隣接していることが望ましい。 ○観客等への安全対策の配慮がなされていること。			
(先例の事例)			

(改正後)

競技名	アーチェリー	競技番号	31
基準	70mの射程距離を有する施設 1	摘要	
基準の主な内容			
競技場は、次のとおりとする。			
			
○ウエイティングラインは、シューティングラインの5m以上後方の位置に設ける。 ○団体戦ではシューティングラインの手前1mに明確なラインを設置する。 ○一般の人が近付ける場所では、競技場の周囲に適當な柵を設けて、観客が競技場内に立ち入らないようにする。この柵は、最外側シューティングラインの端から10m以上離れた位置とする。また、この柵はウエイティングラインから後方に少なくとも10m以上の位置とし、標的の後方は、一般の人が標的の後方50m以内を通過しないようにする。 ○安全確保で設ける防衝策等の矢止めの高さは、標的面の上下わずかに外れた矢を止めるに十分な高さでなければならない。 【(公社)全日本アーチェリー連盟「競技規則」から抜粋】			
(配慮すべき事項)			
○競技場は水平に均されたフィールドで、方位は標的面が南向きになるように標的を北側に設置することを原則とする。 ○オリンピックラウンドおよびコンパウンドマッチラウンドでは、イリミネーションラウンドおよびファイナルラウンドの間、競技が進行している間に観客が練習できるように、競技会場の近くに練習会場を併設する。 ○観客等への安全対策の配慮がなされていること。			
(先例の事例)			

(改正前)

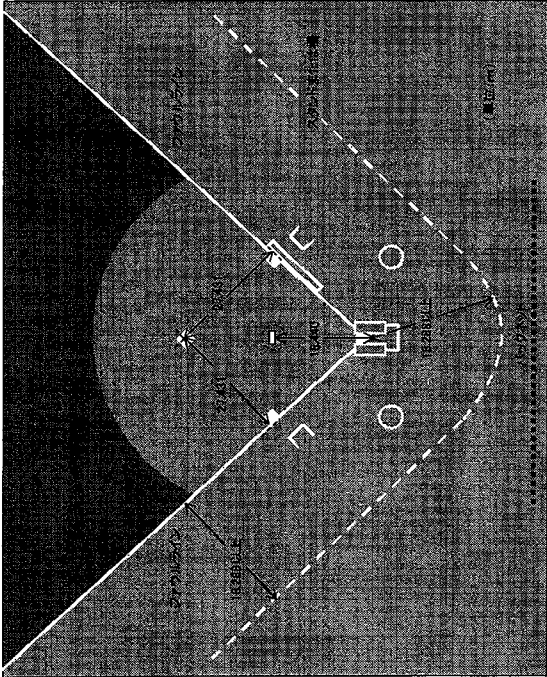
競技名	トライアスロン	競技番号	37
基準	規定のコース(スイム1.5km、バイク40km、ラン10km)	摘要	
基準の主な内容			
○(公社)日本トライアスロン連合が適当と認めるコースとする。			
(配慮すべき事項)			
○選手の安全対策(極端な道狭、落石等)に配慮したコース設定ができる。 ○競技の特殊性から選手の健康管理、安全対策に随時対応ができる態勢が図られていること。 ○競技運営上、周回コースが望ましい。			
(先権県の事例)			

(改正後)

競技名	トライアスロン	競技番号	37
基準	規定のコース(スイム1.5km、バイク40km、ラン10km)	摘要	スプリントアススタンス(スイム0.73km、バイク20km、ラン5km)でも可能とする。
基準の主な内容			
○(公社)日本トライアスロン連合が適当と認めるコースとする。			
(配慮すべき事項)			
○選手の安全対策(極端な道狭、落石等)に配慮したコース設定ができる。 ○競技の特殊性から選手の健康管理、安全対策に随時対応ができる態勢が図られていること。 ○競技運営上、周回コースが望ましい。			
(先権県の事例)			

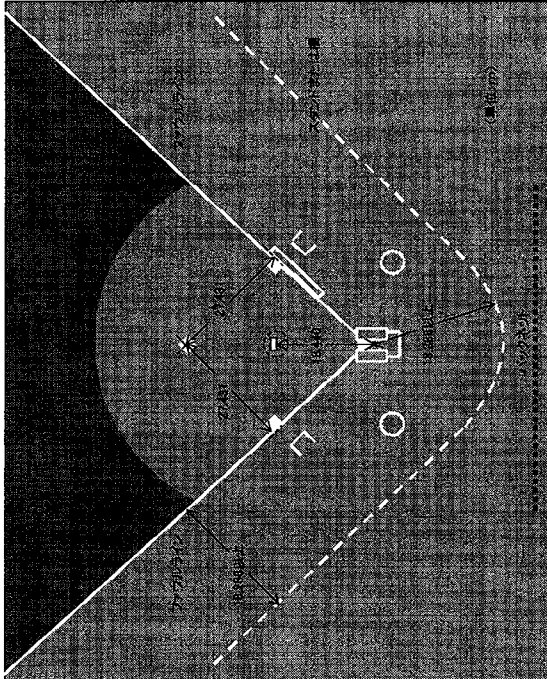
(改正前)

競技名	高等学校野球 (硬式、軟式)	競技番号	38
基準	規定の野球場3面	概要	2会場以上に分かれていてもよい。

基準の主な内容	
野球場は、次のとおりとする。	 ○本塁からバックストップまでの距離、塁線からフェアグラウンドにあるフェンス、スタンドまたはブレイの妨げになる施設までの距離は、18.288m以上を必要とする。 ○本塁よりフェアグラウンドにあるフェンス、スタンドまたはブレイの妨げになる施設までの距離は76.198m以上を必要とするが、外野の面積は、97.534m以上、中堅は121.918m以上あることが優先して望まれる。 〔日本野球規則委員会「公認野球規則」から抜粋〕 (配慮すべき事項) ○観客席のある野球場とし、最大3会場地とする。 ○ナイター照明があることが望ましい。 ○フェンス等はラバーを使用することが望ましい。 (先権便の事例) ○規定の野球場3面⇒硬式1面、軟式1面

(改正後)

競技名	高等学校野球 (硬式、軟式)	競技番号	38
基準	規定の野球場3面	概要	2会場以上に分かれていてもよい。

基準の主な内容	
野球場は、次のとおりとする。	 ○本塁からバックストップまでの距離、塁線からフェアグラウンドにあるフェンス、スタンドまたはブレイの妨げになる施設までの距離は、18.288m以上を必要とする。 ○本塁よりフェアグラウンドにあるフェンス、スタンドまたはブレイの妨げになる施設までの距離は76.199m以上を必要とするが、外野の面積は、97.534m以上、中堅は121.918m以上あることが優先して望まれる。 〔日本野球規則委員会「公認野球規則」から抜粋〕 (配慮すべき事項) ○観客席のある野球場とし、最大3会場地とする。 ○ナイター照明があることが望ましい。 ○フェンス等はラバーを使用することが望ましい。 (先権便の事例) ○規定の野球場3面⇒硬式1面、軟式1面

審 議 事 項

- 28 -

第 79 回国民体育大会 県および会場地市町の業務分担・経費負担細目（案）

第 79 回国民体育大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針に基づき、業務分担・経費負担の細目を次のとおり定める。

- 1 県および会場地市町の業務分担の細目は、別表のとおりとする。
- 2 県および会場地市町の業務分担の細目における業務の実施にあたっては、県と会場地市町は相互に、適宜、必要な情報共有および協力を行うとともに、県は会場地市町に対し、必要な助言を行うこととする。
- 3 県および会場地市町の経費負担の細目は、それぞれ業務分担の細目に係る業務に必要な経費とする。
- 4 この細目に定めのない事項で必要なものについては、県と会場地市町が協議の上、決定する。

別表

1 総務企画

(1) 総務関係

項 目	県	会 場 地 市 町
1 総合計画	1 開催基本方針の決定 2 開催準備総合計画の策定 3 開催基本構想の策定	1 会場地市町における開催準備計画の策定
2 準備（実行）委員会	1 県準備（実行）委員会の設置および運営 2 県準備（実行）委員会事務局の運営	1 会場地市町準備（実行）委員会の設置および運営 2 会場地市町準備（実行）委員会事務局の運営
3 会場地選定	1 会場地市町選定基本方針の決定 2 会場地市町選定基準の作成 3 開・閉会式会場および会場地市町の選定	1 競技会場および練習会場等の調査
4 実施本部	1 大会実施本部の設置および運営	1 競技会実施本部の設置および運営
5 文部科学省、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）、中央競技団体等との連絡調整	1 文部科学省、日本スポーツ協会および中央競技団体等との連絡調整 2 中央競技団体正規視察の連絡調整 3 文部科学省・日本スポーツ協会総合視察の連絡調整 4 日本スポーツ協会に対する承認事項の協議および報告事項の調整	1 関係中央競技団体との連絡調整 2 関係中央競技団体正規視察に対する資料作成および対応 3 文部科学省・日本スポーツ協会総合視察に対する資料作成および対応
6 県内関係機関・団体等との連絡調整	1 市町との連絡調整 2 県スポーツ協会および県競技団体との連絡調整	1 県との連絡調整 2 市町体育（スポーツ）協会および関係県競技団体との連絡調整 3 関係会場地市町との連絡調整
7 関係機関・団体等に対する協力要請	1 関係機関・団体等に対する協力要請計画の策定および連絡調整 2 関係機関・団体等への協力要請	1 会場地市町における関係機関・団体等に対する協力要請および連絡調整
8 大会役員等	1 大会役員および競技会役員の編成基準の作成 2 大会役員、大会係員および大会補助員の編成および委嘱 3 大会役員、大会係員および大会補助員の委嘱状、案内状、礼状等の作成および配付 4 大会係員等の必携の作成および配付	1 競技会役員の編成および委嘱 2 競技会役員の委嘱状、案内状、礼状等の作成および配付
9 招待者等	1 大会招待者および競技会招待者の範囲の決定 2 大会招待者名簿の作成 3 招待券および視察員証の発行 4 大会招待者の招待および接遇	1 競技会招待者の範囲案の作成 2 競技会招待者名簿の作成 3 会場地市町関係招待券の配付 4 競技会招待者の招待および接遇
10 参加章等	1 参加章、記念章等の意匠決定および取扱要領の作成 2 参加章、記念章、視察員章および報道員章の作成および配付	1 競技会関係者に対する参加章等の配付 2 競技会記念章等の作成および配付
11 服飾	1 大会役員、大会係員、大会補助員および報道員の服飾の調製および配付 2 開・閉会式に参加する競技役員の服飾の調製および配付	1 競技会役員、競技会係員および競技会補助員の服飾の調製および配付 2 競技役員および競技補助員の服飾の調製ならびに配付
12 報告書等	1 県準備概要等の作成および配付	1 市町準備概要の作成および配付